

■平成24年度第26回（第214回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成25年1月15日（火） 午前10時30分～午前11時10分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、小林副市長、木下副市長、教育長、審議監、技監、政策局長、
総務局長、財政局長、行財政改革推進本部長、理事（秘書・総合調整担当）、
総合政策監、消防局長

【議 題】（2）「さいたま市消防団充実強化計画（案）」について

< 提 案 説 明 >

「さいたま市消防団充実強化計画（案）」について、消防局から次のような説明があった。

- ・ 常備消防については、平成23年度に今後の10年間の消防署所等の整備に関する、「さいたま市消防力整備計画」を策定したが、地域防災の中核的存在である消防団についても同様に充実強化を図るため、消防局と消防団による「さいたま市消防団あり方検討委員会」を設置し、消防団の充実強化や今後のあり方や役割について検討してきた。
- ・ 「さいたま市消防団あり方検討委員会」での検討を踏まえ、「さいたま市消防団充実強化計画（案）」を策定した。本案を策定する項目として、次の3つの柱を設定した。1つ目は「消防団組織及び体制の強化」として、消防団消防力の強化や、地域に密着した組織体制の整備を図る。2つ目は「消防団活動能力の向上」として、活動に即した施設車両の整備や、教育訓練の充実強化、地域との連携強化を図る。3つ目は「消防団員の確保」として、消防団に参加しやすい環境確保、処遇改善、広報対策等を進める。
- ・ 消防団の充実強化を図る必要性は、次の3つが挙げられる。1つ目として、常備消防力は、火災等の通常災害に対応するために必要な消防力であることから、地震等の大規模災害にも対応するために必要な消防力を消防団により確保できること。2つ目として、平常時における常備消防は、消防車の出場状況や火災規模によって市内全域へ対応する場合もあるが、消防団は基本的に当該地区が出場区域であるため、常備消防出場後の補完消防力として運用を図ることができること。3つ目として、地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面で優れた組織であり、大規模災害発生時の対応や身近な災害への取組等、地域の安心・安全の確保の上で、不可欠な組織となっていることである。

- ・ 消防団充実強化の内容としては、バランスのとれた消防団消防力を確保するため、消防分団の増強を最優先で実施するとともに、既存の消防分団の施設整備についても計画的に充実強化を図っていくものである。
- ・ まず、消防分団の増強については、市域全体での消防団消防力を均衡させるために、これまで地元の自警消防団が充実していた等の地域特性から、消防分団の体制が市域全体と比較して十分とは言えない地域である、西区で2分団、北区で3分団、見沼区で2分団の計7分団を増強する。
- ・ 消防分団増強に伴う団員確保としては、公募の実施、女性消防団員の入団促進や広報活動を進め、併せて自警消防団の要望に基づく消防分団への移行等を地元と十分に調整しながら進めていきたいと考えている。平成25年度から地元との調整を実施し、平成26年度には調整が済んだ地域から消防分団の増強に係る手続きを進めていく。
- ・ 次に、消防分団の施設整備については、既存の62分団の中には、車庫等の老朽化や詰所やトイレがない等、機能不備の問題を抱える施設もあることから、災害活動拠点としての機能を果たすために、全ての施設が一定の水準を確保できるように改修、更新が必要である。特に詰所については、消防分団の会議、研修、災害時の待機スペースとして不可欠である。
- ・ 消防分団車庫については、今後平成25年度から平成37年度の13年間で、耐震補強や建替えで対応していきたい。また、配備車両については地域特性や活動の利便性を考慮した車両配備を進めていく。
- ・ 本日の審議の結果、原案のとおり進めることになれば、本年度内に計画を策定し、対象地域の地元との調整を始めるとともに、施設や機能の拡充を図っていきたい。

< 意見等 >

- ・ 新設の消防分団の団員の確保はどう考えているか。
- 公募を実施するとともに、自警消防団からの採用等を進めることができればと考え、地元の意向を踏まえながら調整を図り、団員の確保に努めたい。
- ・ 区ごとの消防分団数の違いは、どのような理由なのか。
- 自警消防団は、西区、北区、大宮区、見沼区、緑区に存在し、特に西区は12、北区は11、見沼区は13の自警消防団があり、消防分団の役割を補完していたという歴史的背景があることから、他の区と比較して消防分団が少ない。
- ・ 自警消防団は、施設や設備が十分に整備されているのか。
- 自警消防団は消防組織法で規定する組織ではなく、あくまで地元の自警組織であり、自主防災組織として防災を担ってきた経緯がある。施設や設備における個々の差はあるが、一部には消防団に近い水準の施設、設備を備えている。
- ・ 面積、人口という関係でバランスを取るという説明であるが、消防分団が多くなっている地域において整理するという考えはあるのか。
- 消防団については、東日本大震災以降、国も増強していこうという考えである。また、都市部において平常時における通常火災は常備消防が対応し、延焼時の後方支援や火災鎮圧後の対応を消防分団が担っている。大規模災害時には一時的に常備消

防の消防力が不足することもあり得るため、不足する消防力を消防分団が担うことから、現時点では分団数を減らすことは考えていない。

- ・ 資料の左側に行政区別消防団の状況が示されているが、消防団の標準的規模を示す基準や指標、すなわち消防分団の増強の必要性を示す客観的な指標はあるのか。
- 常備消防に関しては、国が示す「消防力の整備指針」を基本に、地域の実情等を考慮して市の消防力整備方針を定めているが、消防分団に関しては、消防車両の放水要員などについては、必要人数を示しているものの、自治体規模に応じた消防団員の総数を示す基準は存在しない。実際、都市ごとに歴史的背景や地区の特性によって消防団員の人員には差があり、地方であれば常備消防より人員が多い都市もある。消防局としては、市内における消防分団もバランスの取れた消防力を確保し、常備消防と合わせた消防力を整備していきたいと考えている。
- ・ 他自治体における消防分団の人口比数は。
- 近隣であれば、川口市が人口約57万人弱で消防分団が29分団あるので、人口比で1分団当たり2万人弱になる。政令指定都市であれば、仙台市が人口約106万人で56分団あるので、同様に1分団当たり2万人弱。広島市が人口約118万人で84分団と、地域によってかなり差がある状況となっている。
- ・ 公共施設マネジメントにおいては、施設の効率的な整備が必須であることから、今後個別の整備時において、建物の簡略化や他施設との複合化も含めた検討を継続して実施する必要がある。
- 建物や配備車両については、費用対効果も踏まえた検討を進めていく。

< 結果 >

消防局発議の「さいたま市消防団充実強化計画（案）」については、原案のとおり進めることを了承する。ただし、施設整備については、下記の点に留意すること。

- 1 建物の簡略化や他施設との複合化も含めた効率的な整備を検討すること。
- 2 消防分団の新規増強の動向を踏まえながら、施設の新設や建替えに当たっては、各年度の平準化を前提とした調整を行うこと。

< 会議資料 >

（資料1）さいたま市消防団充実強化計画（案）の概要